

■介護職員等処遇改善加算、要件弾力化など通知 厚労省

- ・厚生労働省は、2024年度の介護報酬改定で創設した「介護職員等処遇改善加算」に関する要件の弾力化を盛り込んだ通知を都道府県などに出した。職場環境改善の要件に関する取り組みを事業者が25年度中に行うと処遇改善計画書で誓約すれば、その要件を満たしていると思っても差し支えないとした。誓約した事業者は26年3月末までに関連の取り組みを行い、実績報告書でそのことを報告しなければならない。
- ・また、24年度補正予算での「介護人材確保・職場環境改善等事業」の申請を行った場合、職場環境改善に関する要件の適用が25年度は猶予される。要件適用の猶予を受ける事業者は処遇改善加算の申請と併せて、別紙様式「2-3」「2-4」に定める様式で介護人材確保・職場環境改善等事業の申請も行う必要がある。
- ・厚労省は通知で、介護職員等処遇改善加算に関するキャリアパス要件I-IIIについて、事業所が25年度中に取得要件を整備することを誓約すれば、同年度の初めから要件を満たしたのものとして取り扱っても差し支えないことも明示した。この経過措置は24年度に設けられたが、事業者の事務負担などに配慮して25年度も延長する。
- ・キャリアパス要件は、▽介護職員の職位、職責、職務内容などに応じた任用要件を定め、それに応じた賃金体系の整備（要件I）▽介護職員の資質向上の目標や具体的な計画を策定し、それに沿った研修の機会などの確保（要件II）▽経験や資格に応じて昇給する仕組みや、一定の基準で定期に昇給を判定する仕組みの整備（要件III）－など。
- ・キャリアパス要件I-IIIに関する取得要件の整備を誓約した上で、24年度に処遇改善加算を取得した介護事業所などは原則、同年度の実績報告書で要件の整備について報告しなければ算定額の返還対象となる。ただし、その事業所などが25年度の処遇改善計画書で要件整備を改めて誓約し、処遇改善加算を同年4月以降も取得する場合、24年度の処遇改善加算の算定額について返還は求めない。厚労省が通知と併せて出したQ&Aで明確化した。
- ・通知では、処遇改善加算の算定に関する事務処理の手順も明示した。事業所などが4月から新たに処遇改善加算の算定を開始する場合や、加算区分の変更を行う場合に届け出る「体制等状況一覧表」（体制届出）などの期日について、都道府などは同月15日としても差し支えない。4・5月の処遇改善加算の算定に関する処遇改善計画書の提出期日も同日。一方、25年度の実績報告書の提出は、通常の場合、26年7月末までに行い、2年間保存する必要がある。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1353

「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）」について（計64枚）

令和7年2月10日 厚生労働省老健局老人保健課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001403286.pdf>